



平成 27 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社 永 谷 園
代 表 者 名 代表取締役社長 永谷 泰次郎
(コード番号 2899 東証第1部)
問 合 せ 先 取締役執行役員総務本部長 鈴木 章平
(TEL 03-3432-2511)

内部統制システムの基本方針の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会にて、会社法改正に伴う内部統制システムの基本方針の改定について決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、改定後の内部統制システムの基本方針は下記のとおりです。

記

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社取締役会に関する規定に従い、重要な意思決定は取締役会に付議すべき事項とし、取締役会での協議・検討を通じて相互に監督を行う。
 - また、必要に応じて取締役会の付議事項・基準を見直す。
 - ・『永谷園グループの倫理綱要』に基づき、取締役の法令及び社内規程遵守の確保を図る。
 - ・内部通報制度の整備、運用により、法令遵守その他の面で疑義のある行為等の把握及び是正改善を行う。
 - ・財務報告の適正性及び信頼性を確保するための体制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価し改善を進める。
 - ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、弁護士や警察等と連携して毅然とした姿勢で対応する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・各種会議録・稟議書等の重要な文書の作成・保存を徹底のうえ、関係諸規程を整備し、閲覧可能な状態を維持する。また、必要に応じて規程を見直し、情報の保存・管理及び閲覧の充実を図る。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・重大な事故等の発生時の組織的な対処の手順を定め、事故等の発生時に適切に運用できる体制を整える。
 - ・内部通報制度の整備、運用により、法令遵守その他の面で疑義のある行為等の把握に努める。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・執行役員制度を導入し、執行役員に対して業務執行の権限と責任を付与することで、取締役の職務執行が効率的に行われる体制をとる。
 - ・経営に資するテーマ等を審議・決定する経営会議、及び各部門長が業務報告を行うための会議の開催により、取締役は業務運営の状況を把握するとともに、各執行役員・部門長との連携を図り、効率的な職務執行を実現する。
- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・コンプライアンス経営の維持・継続を効果的に推進するために、コンプライアンス委員会において、グループ全体のコンプライアンスに関する重要事項を審議し、必要な施策を講じる。
 - ・『永谷園グループの倫理綱要』に基づき、各使用人の法令及び社内規程遵守の確保を図る。
 - ・社内講習会を適宜実施し、法律の制定・改正等の知識習得を図る。
 - ・定期的に各部門の内部監査を実施し、使用人の職務執行の有効性と妥当性を確保する。
 - ・内部通報制度の整備、運用により、法令遵守その他の面で疑義のある行為等の把握に努める。
- (6) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・グループ会社の役員・社員も顧問弁護士等へ内部通報することができる体制とし、業務執行の適正の確保を図る。
 - ・当社の内部監査部門が定期的に各グループ会社の内部監査を実施し、各社の業務執行を調査し、取締役会においてその結果を報告する。
 - ・『永谷園グループの倫理綱要』に基づき、各グループ会社の役員・社員の法令及び社内規程遵守の確保を図る。
 - ・定期的にグループ会社からの報告の機会を設け、グループ会社における業務執行状況の把握に努める。
 - ・グループ会社に関する重要な事項については、株式会社永谷園において事前承認を必要とし、あるいは報告を受ける機会を設け、グループ会社の業務の適正を図る。
 - ・グループ共通の会計管理システムを導入し、グループ会社における財務状況の把握及び会計業務の効率化を図る。
 - ・グループファイナンス（キャッシュ・マネジメント・システム）を導入し、グループ会社におけるキャッシュフローの把握及び保有資金の有効活用を図る。
 - ・グループ会社の事業実態・規模等に応じて、取締役会非設置会社、会計監査限定監査役などの効率的な経営体制を選択している。
 - ・永谷園グループ全体の情報の伝達や効率的な業務遂行のため、ITを適切かつ有効に利用している。
 - ・グループ全体を対象とするリスク管理担当役員・担当部門・会議体を設置している。

- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・現時点では設置していないが、設置する場合は、補助使用人の任免・指揮命令は監査役会の権限とする等により取締役からの独立を図る。
 - ・内部監査部門をはじめとする関係部門との協力体制の確保や必要な会議等への出席を図り、補助使用人への必要な調査権限を付与する。
- (8) 当社及び子会社の役員並びに使用人等が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・各部門長が業務報告を行うための会議に監査役が出席し、業務報告を受ける体制を維持する。
 - ・専任の内部監査担当部門が内部監査の結果を監査役に報告する。
 - ・内部通報制度における通報窓口の一つとして監査役を設定し、報告体制の向上を図る。
 - ・グループ会社の監査役による連絡会を定期的に行い情報交換に努める。
 - ・監査役へ報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止する。
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・関連部門が連携し、監査役の監査業務を補助する体制をとる。
 - ・監査役の職務の執行について生じる費用等を負担するため、毎年、一定額の予算を設ける。
 - ・監査役が費用の前払い等を請求した場合は、当該監査役の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用を処理する。

以 上